



「がん患者を支えるためのプロジェクト通信」 第6回 新年の抱負

豊橋創造大学保健医療学部 大野裕美



皆さま、今年もどうぞ宜しくお願いいたします。昨年新型コロナウイルスに振り回された1年でしたが、今また新たにオミクロン株による感染者数が増加してきております（この原稿を書いている1月現在）。感染予防行動としての人流の抑制・密の回避は、これまであたりまえだった会食等の懇親の機会が閉ざされてしまいました。私が力を入れている、がん相談におけるピアサポート活動も対面相談の休止が続きましたが、オンライン相談の場を設けるなど新たな取り組みを始めた患者会もあります。ピアサポート相談で多いのは、診断・治療における身体症状のことや精神的な悩みが上位ですが、症状が一段落してくると職場復帰も含めた就労相談も多く見受けられます。働くということは、まさに心と身体のバランスを示す、生きがいのバロメーターでもあります。以前のコラムでも書きましたが、タナトロジーカフェ（死生に関する対話の場）でも、働くことがよく話題にでてきます。やはり、働くことは収入を得る経済価値だけでなく、そのひとの基盤となる自己存在の根幹でもあることがあらためて分かります。

このたびの新型コロナウイルスによる経済活動への打撃は大きく、職を失ったかたも多いと聞きます。もしくは働き方をやむなく変えなければならなくなったかたもいます。一方で、人生の再構築の好機と捉え、これまでの生き方を振り返り、新たな挑戦に臨まれるかたもいます。Withコロナ下での新しい生活様式も浸透し、あたりまえと我々が感じていた日常の様々が、そうとも言えないこと気づき始めた年でもありました。

さて、新しい年の幕開けにあたり、皆さまはどのような願いをお持ちでしょうか。私は、Withコロナ時代の新たながん患者支援の枠組み構築を目指して、これまで以上に、がん患者さんとその関係機関の皆さまの声をしっかり聴いて有言実行に努めていきたいと思っています。

今年は、インディペンデントでのタナトロジーカフェの定期開催や、交流企画も予定しています。ぜひ、多くの方に、がんと就労に関するインディペンデントの活動を知っていただきたいと思ひます。お会いできるのを楽しみにしております！



大野先生とご一緒するタナトロジーカフェと就労セミナー予定

【日時】 2022年3月6日(日) 10時00分から12時00分 オンラインにて開催いたします。

【テーマ】 就労セミナー「傷病手当金の通算について」
タナトロジーカフェ「健康と病気の境目は？」

【主催】 がん患者さんの就労支援インディペンデント

♪ 参加ご希望の方は下記QRコードの ☑ からお申し込みください。

※編集後記※

新型コロナウイルスの発生から3年目を迎えます。マスク、密を避ける、換気、在宅ワーク、ワクチン接種など生活、社会、働き方が大きく変わりました。また補助金や助成金など様々な支援が行われてきました。そんな中、傷病手当金の支給期間が通算されるという大改正が行われ、今号で最新情報をまとめました。まだ分からないことも多いので続報も考えています。大変な時期ですが、みな様どうか、お身体をそしてご自身を大切にしてください。

ご寄付をありがとうございました。
赤羽和久 様

福

ご意見・ご感想など、どんなことでも構いません。あなたのご意見をお待ちしております。

インディペンデントは英語で「自立」って意味なんだよ

がん患者さんの就労支援 インディペンデント

(代表) 天野 初音 (社会保険労務士)

〒473-0906 豊田市竹町谷間 120-1 Fax: 0565-47-7866

協賛広告を入れずに無料で配布しているため、あなたにお届けする送料と印刷代が必要です。賛助会員やご寄付は大歓迎です！お気軽にお声かけください。

ホームページ Mail facebook Twitter

インディペンデント通信



がん患者さんの自立と自律を「働く」ことを通じて応援します。

(インディペンデントは社会保険労務士と専門家らでスタートした市民活動団体です)

一緒に考えましょう！

第19号 2022.2



あけましておめでとうございます。新しい年にふさわしい、法改正のニュースでスタートします。令和4年1月から傷病手当金が改正されました。今までは支給開始から1年6か月までという期限があり、その間に職場復帰した期間は支給されませんでした。この改正で、治療と仕事を繰り返しても、支給された期間だけを積み重ねて（通算といいます）1年6か月の日数分を受給できるようになり、治療をしながら働く方にとっては大変利用しやすくなりました。

今年もがん患者さんの就労支援インディペンデントは正しい情報をわかりやすく発信していきます。どうぞよろしくお祈りいたします。（代表 天野）



今すぐ聞きたい ~第6回~ しょうびょうてあてきんつうさん 傷病手当金通算のこと

- Q1. 傷病手当金のどこが変わりましたか？**
支給される期間が、連続して3日間仕事を休んだ後（待期「たいき」期間）、4日目に降受給を開始した日から最長1年6か月の範囲での受給から、受給（支給された）の日数を通算して1年6か月に変わりました。
- Q2. 傷病手当金が通算されるとは、具体的にどうなることですか？**
2ページの図をご覧ください。
- Q3. すでに傷病手当金を支給されている人も通算されますか？**
改正された法律では、経過措置として令和2年7月2日以降に支給開始された傷病手当金にも適用されます。
- Q4. 傷病手当金の通算日数の計算での注意する点はありますか？**
3日間の待期期間後、支給の始まった4日目から暦に従って1年6か月分の日数です。

Q1. 傷病手当金のどこが変わりましたか？

- 今まで通り
- ① 支給される人** 健康保険に加入している本人（被保険者）
 - ② 支給される条件**
 - ①療養中であること
 - ②仕事に就(つ)けないこと（労務が不能であること）
 - ③4日以上仕事に就けないこと（連続して3日間の休業が必要）
 - ④給料が支払われていないこと（支払われても傷病手当金の額より少ないこと）
 - ③ 支給される金額**
 - ①1日につき直近12ヶ月の標準報酬月額の前月の平均額の30分の1の3分の2
 - ④ 支給される期間**
 - ①連続して3日間仕事を休んだ後（待期「たいき」期間）、4日目に以降受給を開始した日から
最長1年6か月の範囲で
- ➡通算して1年6か月受けられる。



みんなの川柳 寒いのに帽子が浮いちゃう 生え始め (みよし市K子さん) 皆様からの川柳をお待ちしています。